

生活圏や経済圏を考慮した地域手当の見直し

【担当省庁】総務省、人事院

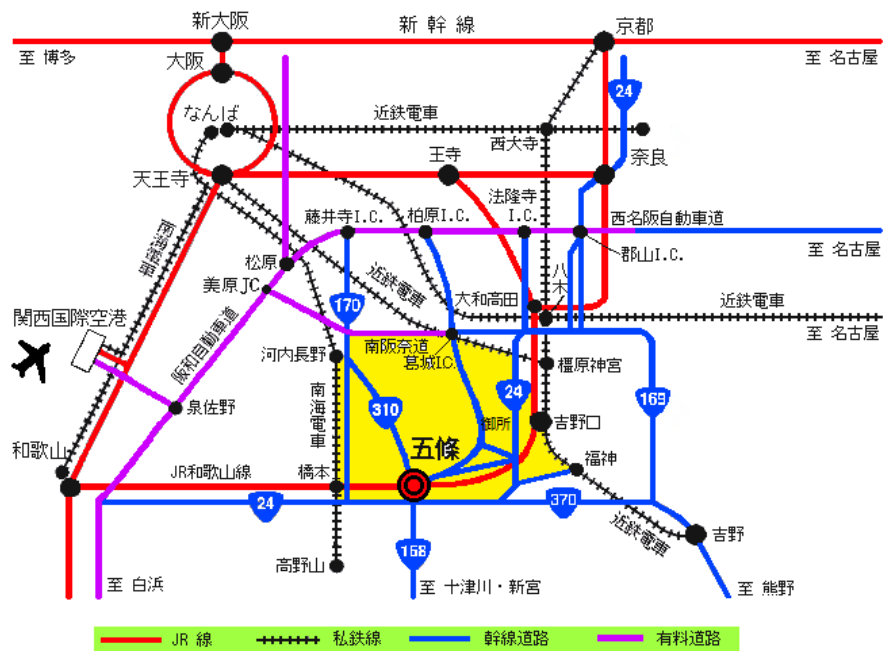
現状と課題

本市は、生活面・経済面で結びつきが強い県内同一経済圏(東南和圏)内の御所市と和歌山県内経済圏(橋本)内の橋本市に挟まれた形で隣接

両市と比較しても都市事情等に差異はないにもかかわらず、本市は**地域手当の非支給地**となっており、これが行政運営上、多大な影響を及ぼしている

五條市への交通アクセス

《五條市HPより》



国にお願いすること

○平成26年人事院勧告においても、同じ公務に携わる職員間の納得性の観点を踏まえると、地域手当による地域間給与の調整には**一定の限界がある**と記されているところ。

こうしたことから、今後、地域の「地方創生」を担う有能な人材を確保する観点からも、支給地域の決定に当たっては、市町村ごととするのではなく、生活圏や経済圏を考慮し、地域事情に精通し俯瞰的な立場にある都道府県の意見を踏まえて決定する仕組みとするよう要望する。

隣接する両市はそれぞれ地域手当の支給地域【御所市3%、橋本市6%】

【担当部署】 五條市秘書広報課人材マネジメント室